

農地パトロールを実施します

梶原町農業委員会では、毎年、町内全域で「農地パトロール（利用状況調査）」を実施します。

10月～11月に
見回ります！



目的

- ①町内の農地利用の確認
- ②遊休農地の実態把握と発生防止・解消
- ③違反転用の発生防止・早期発見

農地利用最適化推進委員が農地を見回り、耕作の状況などを見て「**遊休農地（荒廃農地）**」になっているかどうかを判断します。

農地パトロールを実施した結果「**遊休農地**」を把握した場合所有者等を対象に「**利用意向調査**」を実施します。

遊休農地とは？

- ・1年以上にわたって耕作されておらず、今後も耕作がされないと見込まれる土地
- ・農地ではあるけれど、周辺の農地と比較したときに、利用の程度が著しく低い土地

利用意向調査の内容 ※下記の中から選択します

- ①農地中間管理事業（高知県農業公社）を利用する
- ②自ら買い手又は、借り手を見つける
- ③自ら耕作する
- ④維持管理
- ⑤その他

農地を転用する場合には、手続きを！

- 農地を農地以外（住宅・駐車場・資材置場・墓・道路・山林など）にすることを「農地転用」といいます。
- 農地を転用する場合には、農地法の転用許可が必要です。
- 許可を受けないで転用したり、許可を受けた通りに転用をしなかった場合は、工事の中止や原状回復等の命令がされたり、違反転用すると**3年以下の懲役**または**300万円以下の罰金**、法人においては**1億円以下の罰金**などの罰則の適用もあります。（農地法第64条）
- この許可制度は、食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的として設けられています。

【手続きのご相談・お問合せ】

梶原町役場まちづくり産業推進課内

（梶原町農業委員会事務局）
（電話：65-1250）



青空駐車場にした



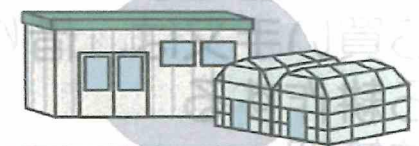
資材置場にした



建設残土の捨て場にした



廃棄の捨て場にした



農業用施設を建てた※



※自ら耕作する農地に2a未満の農業用施設を建てる場合は許可を要しないこととなっています。

ひとりで悩んでいませんか？



山林・土地の固定資産の整理、何かから手をつけたらいいの？



隣人の庭から私の家へ伸びてきた枝、切ってもいいのかな？

円満に遺産分割をしたいけど・・・



こんな時には

無料法律相談会

相談会詳細・申し込み先

開催日 令和8年11月18日（水）13:00～16:10

会場 梶原町社会福祉協議会

相談時間 40分程度

申込先 梶原町社会福祉協議会（☎ 65-1235 前田）

※事前予約制（定員4名）当日来場できない方のために
電話による相談も受付けます

ほかにも遺言やご近所トラブル、後見人の事などお気軽にご相談ください！

奥永彩可 弁護士
（法テラス須崎法律事務所）



この相談会は赤い羽根共同募金の助成金を利用しています

主催：梶原町社会福祉協議会